

【論文】

明治期大分県神社の合祀（その3）

佐藤正彦*

Dedicating the Shrine to More Than Two Deities in Oita Prefecture
at Meiji Era (Part 3)

Masahiko SATO

Abstract — This thesis described on the dedicating the shrine to more than two deities in Oita Prefecture at the Meiji era.

Keywords : enshrining together , Shinto shrine buildings, Oita Prefecture, the Meiji era

目次

序

1. 蛭子社（下毛郡大江村大字蛭瀬字新町）
2. 恵比寿神社（下毛郡津氏村元中畑字中畑）
3. 愛宕社（大野郡小野市村大字小野市字上ノ園）
4. 天満社（直入郡菅生村大字小塚字神ノ木）
5. 八幡社、山神社、歳神社（直入郡宮城村大字志土知）
6. 山神社（大野郡戸上村大字大寒字山ノ神）
7. 竈神社（直入郡豊岡村大字飛田川字鶴）
8. 道祖神社（宇佐郡麻生村大字麻生字松原）
9. 山神社（大野郡川登村大字垣河内字徳田）
10. 天満社（直入郡久住村字小長迫）
11. 御霊社（直入郡柏原村大字柏原字入佐）
12. 拾柱神社（大分郡南庄内村大字測字風小野）
13. 秋葉社風神社（大野郡川登村大字清水原）
14. 熊野社（大野郡川登村大字岩屋）
15. 山神社（大野郡川登村大字泊）
16. 三成社古宮社天満社2社（大野郡西大野村大字梨）

結

序 本稿は拙稿「明治期大分県神社の合祀（その2）」に続くものである。

1. 蛭子社（下毛郡大江村大字蛭瀬字新町）

神社合併願之件

下毛郡大江村無格社蛭子社、村社八坂神ノ社=合併ノ義別紙ノ通願出=付御聴可相ノ成處御指令案左=相伺候也

*建築学科

指令庶第 2407 号

案

下毛郡大江村大字蛭瀬

無格社 蛭子社

村社 八坂神社

明治 41 年 10 月 12 日付願神社合併ノ件申ノ届、但合併後ノ上ノ明細帳調査後直ニ届出スヘシ
知事

神社合併願

大分縣下毛郡大江村大字蛭瀬字新町

無格社ノ蛭子社

右神社信徒僅少ニシテ維持ノ方ノ法相立兼候ニ付当村大字蛭瀬ノ村社八坂神社ニ合併仕度候間ノ御許可被成下度合併御許可ノ以上ノ社格村社ニ維持シ社跡ノ地ノ民有地ニ共有持個人持ノ二筆ノ付關係者ニ御下附被成下度ノ此段届願候也

明治 41 年 10 月 12 日

無格社蛭子者信徒惣代

鷹取源吾（印）

橋良之助（印）

伊藤仙之助（印）

畑田円治（印）

村社八坂神社氏子惣代

東方太藏（印）

自見吉次郎（印）

重松藤三郎（印）

八坂神社々掌

高橋 央（印）

大分縣知事千葉貞幹殿

庶第 206 號

右願出ニ付ノ関書候也

明治 41 年 10 月 12 日

村長不在ニ付代理

大江村助役林浅次郎（印）

2. 恵比寿神社 (下毛郡津氏村元中畑字中畑)

神社合併届

下毛郡津氏村元中畑字中畑

無格社恵比寿神社

全郡全村元全字全

村社 藤原神社

右神社明治 40 年 8 月 7 日合併出願候處全年

8 月 19 日御廳届=相成 9 月 2 日合併済=候間

此段及御届候也

下毛郡津氏村中畑無格社恵比寿神社

信徒惣代 中畑清太郎 (印)

吉原源市 (印)

宇都宮惣市 (印)

下毛郡城井村大字平田

右社掌 太田楯臣 (印)

下毛郡津氏村元中畑村社藤原神社

氏子惣代 中畑紋太郎 (印)

中畑安米 (印)

吉原百太郎 (印)

下毛郡城井村大字平田

右社掌 太田楯臣 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿

右届=付奥書候也

明治 41 年 6 月 6 日

下毛郡津氏村長 梅木源治 (印)

3. 愛宕社 (大野郡小野市村大字小野市字上ノ園)

神社合併済届

大分縣大野郡小野市村

大字小野市字上ノ園

一無格社愛宕社

右明治 40 年 8 月 19 日全村大字小野市字新徳寺村社

八柱神社=合併許可/相成候=付本年 1 月 24 日合併相

済候間別紙/明細帳相添=此段及御届候也

明治 41 年 8 月 15 日

右愛宕社信徒惣 河野常太郎 (印)

小野佐市 (印)

八柱社氏子惣代 木許儀太郎 (印)

高山敏太郎 (印)

高山庄太郎 (印)

社掌 矢部速見 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿

右之通=候也

明治 41 年 8 月 15 日

小野市村長 市川賽三 (印)

4. 天満社 (直入郡菅生村大字小塚字神ノ木)

神社合併ノ件

直入郡菅生村大字小塚無格社天満社ノ大字今ノ郷社称

疑野神社=合併ノ義別紙ノ通願出ノ=依御聽許可相成哉
左案御伺候也

案

指令庶第 2589 号

直入郡菅生村大字今

郷社 称疑野社

無格社 天満社

明治 41 年 10 月 15 日付願神社合併ノ件聞ノ届

但合併済ノ上ハ明細帳調製速ニ届出ヘシ

知事

神社合併願

左記ノ神社ヲ合併致度候ニ付御許可ノ被成下度此段奉
願候也

一、合併ヲ要スル理由

神社ノ維持ヲ鞏固ニシ尊嚴ヲ永遠ニ保維ノセントス

二、財産處分ノ方法

財産ハ總テ郷社称疑野神社ニ付ス

三、合併ニ要スル費用及出途

豫算額金捨 2 円ヲ要スルモ現在ノ信徒ニ於テ之ヲ負擔ス

四、合併スヘキ神社

直入郡菅生村大字小塚字神ノ木

無格社 天満社 境内民有地 150 坪

五、合併ヲ受クヘキ神社

同郡同村大字今字三步市

郷社 称疑野神社 386 坪

明治 41 年 10 月 15 日

右天満社社掌 野上數彦 (印)

右天満社信徒総代 仲森小太郎 (印)

河野重藏 (印)

工藤傳太郎 (印)

右称疑野神社社掌 野上數彦 (印)

右神社氏子総代 佐藤佐 (印)

河野重藏 (印)

松井掟太郎 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿

5. 八幡社、山神社、歳神社

(直入郡宮城村大字志土知)

神社合併ノ件

直入郡宮城村大字志土知無格社八幡社、山神社、歳

ノ神社ヲ同郡村社紫八幡社=合併ノ義別紙ノ通出ノ願ニ依

御許可可相成哉御指令案左ニ御伺候也

案

指令庶第 2460 号

直入郡宮城村大字志土知

無格社 八幡社

無格社 山神社

無格社 歳神社

村社 紫八幡社

明治 41 年 10 月 16 日付願神社合併ノ件聞ノ届ノ
但合併済ノ上ハ明細帳調製速ニ届出ヘシ

知事

神社合併之義願

直入郡宮城村大字志土知字紫

一 無格社 八幡社 境内 162 坪 管有地

全郡全村大字全字ビハノクビ

一 無格社 山神社 民有地

全郡全村大字全澤水平

一 無格社 歳神社 境内 130 坪 管有地

全郡全村大字全字代鎮座

一 村社 紫八幡社相殿エ合 境内 85 坪 管有地

右 3 社ハ社殿矮少且ッ信徒少数ニシテ永遠ニ維持ノ法方相立難クニ付今般信徒ノ協議ノ上右朱書ノ之神社ニ合併仕度候ニ付御認可被成下度此ノ段奉願候也

明治 41 年 10 月 16 日

右八幡社信徒総代 佐藤源市 (印)

志水古作 (印)

足立太郎 (印)

右山神社信徒総代 堀千八 (印)

堀甚太郎 (印)

右歳神社信徒総代 志賀白平 (印)

森梅太郎 (印)

堀初五郎 (印)

右紫八幡社信徒総代 志賀白平 (印)

森梅太郎 (印)

堀初五郎 (印)

右神社社掌 古庄光知 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿

右之通候也

明治 41 年 10 月 16 日 宮城村長野仲音作 (印)

6. 山神社 (大野郡戸上村大字大寒字山ノ神)

神社合併願

大分縣豊後国大野郡戸上村大字大寒ノ字山ノ神鎮座

一 無格社 山神社

祭神 大山積神

右神社信徒少数ニシテ永續維持法相立兼ノ候ニ付今般全
村大字大寒字中ノ原鎮座村社諏訪ノ社ニ合併致シ当社格
ヲ廃止シ村社諏訪社トノ唱號仕度此段奉願候也

明治 41 年 9 月 30 日

右山神社信徒総代 佐土原鑑照 (印)

長野京市 (印)

阿南吉五郎 (印)

右社掌 一万田鑑康 (印)

諏訪社氏子総代 佐土原蕃種 (印)

阿南武市 (印)

長野種吉 (印)

諏訪社々掌 一万田鑑康 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿

前書之通候也

明治 41 年 10 月 21 日

戸上村長欠員ニ付

助役松本惟一 (印)

神社合併許可ノ件

大野郡戸上村大字大寒無格社山神社ノ全村々社諏訪
社ニ合併ノ義別紙ノ通出願ニ依リ御聽許可相成ノ御指令
案左ニ御伺候也

案

指令庶第 2775 号

大野郡戸上村大字大寒

村社 諏訪社

無格社 山神社

明治 41 年 9 月 30 日付願神社合併ノ件聞ノ届ノ

但合併済ノ上ハ明細帳調製速ニ届出ヘシ

知事

7. 竈神社 (直入郡豊岡村大字飛田川字鶴)

神社合併ノ件

直入郡豊岡村大字飛田川無格社竈神社ヲ同
村無格社日吉神社ニ合併ノ義別紙ノ通出願ニ依
御許可可相成候御指令案直ニ御伺候也

案

指令庶第 2792 号

直入郡豊岡村大字飛田川

無格社 竈神社

無格社 日吉神社

明治 41 年 10 月 18 日付願神社合併ノ件聞ノ届ノ

但右許可ノ上ハ明細帳調製直ニ届出ヘシ

知事

神社合併願

左記之神社ヲ合併致度候ニ付御許可ノ被成下度此段奉
願候也

一、合併ヲ要スル理由

神社ノ維持ヲ竈固ニシ尊嚴ヲ永遠ニ保ノ維セントス

二、財産處分ノ方法

財産ハ總テ無格社日吉神社ニ付ス

三、合併ニ要スル費用及出途

豫竈額金 20 円ヲ要スルモ現在ノ信徒ニ於テ之ヲ負擔ス

四、合併スヘキ神社

直入郡豊岡村大字飛田川字鶴

境内 79 坪 官有地 無格社 竈神社

五、合併ヲ受ケヘキ神社

同郡同村大字同字山王

無格社 日吉神社

右字鶴 竈神社

明治 41 年 10 月 18 日

社掌	野上數彦	(印)
信徒惣代	向井金太郎	(印)
	荒卷又太郎	(印)
	荒卷澄子郎	(印)
右日吉神社 社掌	野上數彦	(印)
信徒惣代	野上茂彦	(印)
	旧杵幸平	(印)
	加藤兵作	(印)

大分縣知事千葉貞幹殿

8. 道祖神社 (宇佐郡麻生村大字麻生字松原)

神社合併願之件

宇佐郡麻生村大字麻生無格社道祖神社、春/日神社、合併、義別紙、通願出=依、御口/許可相成候御指令案左=御伺候也

案

指令庶第 2056 号

宇佐郡麻生村大字麻生 無格社 道祖神社
// 春日神社

明治 41 年 7 月 15 日付願神社合併、件聞/届、

但合併済、上、明細帳調製直=届出、

知事

神社合併願

大分縣宇佐郡麻生村大字麻生/字松原

一無格社 道祖神社 官有地境内 44 坪

大分縣宇佐郡麻生村大字麻生/字宮、口

一無格社 春日神社 官有地境内 144 坪

右条書、神社、墨書、神社=合併致處其口口急/御許可相成度候、口仕度此段奉願候也

宇佐郡麻生村

明治 41 年 7 月 15 日

無格社春日神社信徒總代 藤達之助 (印)

藤龜太郎 (印)

藤繁策 (印)

社掌 稻積千代彦 (印)

宇佐郡麻生村

無格社道祖神社信徒總代 松原彦之助 (印)

松原新十郎 (印)

松原正男 (印)

神儀欠員中

大分縣知事千葉貞幹殿

前書之通り相違無出候也

明治 41 年 7 月 17 日

麻生村長 平岡銀地 (印)

上申書

神社合併事件=付、御指示、次、有之=付一、大字、各神社、合併、義各神社氏子信徒/一固、口=恨儀、遂、候、処合併

致書記載、神社/必協議祖經、候、其他、神社、何、移、苦情/、申立、遂=合併、義協議、相經、先=付、不情止/協共濟=分、丈別紙提出致候次第特別、御詮/儀、以、至急御許可相成候様仕度此段理由

上申候也

宇佐郡麻生村大字麻生

明治 41 年 7 月 25 日

無格社春日神社信徒總代 藤達之助 (印)

藤龜太郎 (印)

藤繁義 (印)

宇佐郡麻生村大字麻生

無格社道祖神社信徒 松宗庄之助 (印)

松原神十郎 (印)

松原正男 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿

前書之通り相違無之候也

明治 41 年 7 月 25 日

麻生村長平岡銀次 (印)

9. 山神社 (大野郡川登村大字垣内字徳田)

神社合併、件

大野郡川登村大字垣内無格社山神社、河内村社/熊野社=合併、別紙届、通出願=依、御許可相/成御指令案直=相伺候也

案

指令庶第 2400 号

大野郡川登村大字垣内

無格社 山神社

村社 熊野社

明治 41 年 10 月 10 日付願神社合併、件聞届、

但合併済、上、明細帳調製直=届出、

知事

神社合併願

大野郡川登村大字垣内字徳田

一村社熊野社 官有地一種 148 坪

大野郡川登村大字垣内字関屋

一無格社山神社 官有地一種 164 坪

右、當部落=二社有之神社維持上困/難致居候間村社熊野社=合併、相當/、維持費、設置、祭祀等嚴重=、奉行仕度候間神社合併、義御許可相成

度此段奉願候也

明治 41 年 10 月 10 日

村社熊野社氏子總代 神野富五郎 (印)

山本兵治 (印)

神野莊次郎 (印)

村社熊野社 神職 廣田知加郎 (印)

無格社山神社信徒總代 宮崎古五郎 (印)

宮崎萬五郎 (印)

釘宮光五郎 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿
庶第 151 号
右之通候也
明治 41 年 10 月 10 日

川登村長 廣田小六 (印)

10. 天満社 (直入郡久住村字小長迫)

神社合併願ノ件

直入郡久住村無格社天満社ヲ同村無格社金刀比羅ノ社
ニ合併ノ義願出ニ付御聽許可相成御指令ノ案左ニ御伺候
也

案

指令庶第 2551 号

直入郡久住村字小長迫 無格社 天満社
〃 金刀比羅社

明治 41 年 10 月 20 日付願神社合併ノ件聞ノ届
但合併済ノ上ハ明細帳調製速ニ届出ヘシ

知事

合社願

大分縣豊後國直入郡久住村字小長迫

一、無格社天満社 民有地

祭神 菅原神
由緒 不詳直入郡久住村字鶴ノ鎮座ノ明
治 30 年 7 月ノ 17 日願渡移轉
神殿 竪 1 尺ノ横 1 尺
拝殿 竪 3 尺ノ横 2 尺
境内 169 坪 民有地第一種
信徒 30 人

右神社ノ義社殿被損ニ及ビ少数ノ信徒ニシテ財産永遠維持ノ
方法ノ無之ニ付今般直入郡久住村字小長迫ノ無格社金
刀比羅社ニ合併仕度ノ御許可被下度双方信徒總代ノ連
署此案奉願候也

明治 41 年 10 月 20 日

右天満社

金刀比羅社 信徒總代 大塚口九郎 (印)
首藤儀一郎 (印)
志賀口四郎 (印)
志賀廣吉 (印)
佐賀隅十郎 (印)
後藤万太郎 (印)

右金刀比羅社 社掌

大分縣知事千葉貞幹殿

前書之通ニ付奥印候也

明治 41 年 10 月 20 日 久住村 長皆田仲喜 (印)

11. 御靈社 (直入郡柏原村大字柏原字入佐)

神社合併ノ件

直入郡柏原村大字柏原無格社御靈社ヲ同邨ノ無格社天
満社ニ合併シ八坂社ニ稱シ此義御届ノ通出願ニ依リ御許可

可相成哉御指令案直ニ御ノ伺候也

指令庶第 2526 号

直入郡柏原村大字柏原 無格社 御靈社
無格社 天満社

明治 41 年 10 月 23 日付願神社合併ノ件聞ノ届
但合併済ノ上ハ明細帳調製速ニ届出ヘシ

知事

神社合併ノ上社名變更願

左記之通合併ノ上社名變更致度御許可被ノ成下度此段
奉願候也

一、合併ヲ要スル理由

神社ノ維持ヲ鞏固ニシ尊嚴ヲ永遠ニ保持センノトス

二、財産處分ノ方法

財産ハ總テ合併神社ニ付スノ

三、合併ニ要スル費用及出途

豫産金 50 円ヲ要スルモ現在ノ信徒ニ於テ之ヲ負擔ス

四、合併スヘキ神社

直入郡柏原村大字柏原字入佐 無格社 御靈社
全郡全村大字全字瓜作無格社天満社境内神社
八坂社

五、合併ヲ受クヘキ神社

直入郡柏原村大字柏原字瓜作
官有地 無格社 天満社

六、合併ヲ受クヘキ神社名變更 無格社 八坂社

七、合併ヲ受クヘキ神社ハ明治 33 年 10 月 24 日付
維持規程御認可済ノ右入佐御靈社

明治 41 年 10 月 23 日

社掌

齊藤常磐 (印)

全上信徒惣代

熊谷幸太郎 (印)

山村濱太郎 (印)

清松伊三郎 (印)

右瓜作無格社天満社境内神社八坂社

社掌

齊藤常磐 (印)

全上信徒惣代

工藤俊太郎 (印)

横澤兵司 (印)

山村濱太郎 (印)

右瓜作無格社天満社

社掌

齊藤常磐 (印)

全上信徒惣代

工藤俊太郎 (印)

横澤兵司 (印)

山村濱太郎 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿

右之通候也

明治 41 年 10 月 23 日

柏原村長

垣田幾馬 (印)

(印)

12. 拾柱神社 (大分郡南庄内村大字測字風小野)

神社合併、義=付願
 大分郡南庄内村大字測字風小野（新字屋敷）
 一、村社 拾柱神社
 右神社、義、維持、方法相立兼候=付同郡同村大字
 /柿原字北園無格社柿原社=合併仕度尤、合併、/
 上、村社柿原神社、称、度候間御許可被成下、度此
 段奉願候也

明治 41 年 11 月 13 日
 南庄内村々社拾柱神社信徒総代 麻生豊喜 (印)
 首藤健吉 (印)
 奈須善三郎 (印)
 右社掌 麻生常記 (印)
 同村無格社柿原社氏子総代 小野浦太郎 (印)

小野逸造 (印)
 衛藤奉五郎 (印)
 佐藤繁藏 (印)
 法師勇三 (印)
 麻生安藏 (印)
 右社掌 生野彌次郎 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿
 右出願=付奥印仕候也
 明治 41 年 11 月 13 日

南庄内村長 奈須源藏 (印)

13. 秋葉社風神社（大野郡川登村大字清水原）

神社合併願之件
 大野郡川登村大字清水原無格社秋葉社風/神社、村社
 天神社=合併、義別紙、通願出、=付御聽許可相成哉御
 指令案左=御伺候也

案
 指令庶第 2568 合

大野郡川登村大字清水原
 村社 天神社
 無格社 秋葉社
 // 風神社

明治 41 年 10 月 24 日付願神社合併、件/聞届、
 但合併済、上、明細帳調製速=届出、
 知事

神社合併願

大野郡川登村大字清水原字加嶋/一村社天神社
 全郡全村大字全字鷹峯/一無格社秋葉社
 全郡全村大字全字風神平/一無格社風神社
 右、當部落=3 社有之神社維持上困/難致居候間村社
 天神社=合併、相當、=維持費、設置、祭祀等嚴重、/
 仕度候間神社合併、義御許可相成、度此段奉願候也

明治 41 年 10 月 24 日

村社天神社氏子惣代 堀幸三郎 (印)
 堀和市 (印)

神野茂三郎 (印)
 森迫牧太郎 (印)
 石田佐市 (印)
 川野又五郎 (印)
 神野藤上郎 (印)
 龜井藤八 (印)
 上野佐傳治 (印)
 廣田知加良 (印)

村社天神社 神職
 大分縣知事千葉貞幹殿
 庶第 167 号
 右之通候也
 明治 41 年 10 月 24 日

神社合併願之件

大野郡川登村大字清水原無格社秋葉社風/神社、村社
 天神社=合併、義別紙、通願出、=付御聽許可相成哉御
 指令案左=御伺候也

案

指令庶第 2568 合

大野郡川登村大字清水原 村社 天神社
 無格社 秋葉社
 // 風神社

明治 41 年 10 月 24 日付願神社合併、件/聞届、
 但合併済、上、明細帳調製速=届出、
 知事

14. 熊野社（大野郡川登村大字岩屋）

神社合併、件
 大野郡川登村大字岩屋村社熊野社、熊野社/合併、義
 別紙、通出願=依、御聽許可相成、哉御指令案左=御伺
 候也

案

指令庶第 2566 号

大野郡川登村大字岩屋 村社 熊野社
 // 熊野社

明治 41 年 10 月 24 日付願神社合併、件聞/届、
 但合併済、上、明細帳調製速=届出、
 知事

15. 山神社（大野郡川登村大字泊）

神社合併、件
 大野郡川登村大字泊無格社山神社/、全村大字全村社
 天神社=合併、義/別紙、通出願=依、御許可可相成、哉
 御指令案左=御伺候也

案

指令庶第 2711 号

大野郡川登村大字泊 村社 天神社
 無格社 山神社

明治 41 年 10 月 24 日付願神社/合併、件聞届、
 但合併済、上、明細帳調製速=届出、

知事

神社合併願

大野郡川登村大字泊字中畑

一、村社天神社

全郡全村大字同所字神ノ元

一、無格社山神社

右ハ當部落2社有之神社維持上困難ノ致居候間村社天神社ニ合併シ相當ノ維持費ヲ設置シ祭祀等嚴重ニ奉ノ行仕度候間神社合併ノ義御許可相成ノ度此段奉願候也

明治41年10月24日

無格社山神社信徒総代人 安藤安五郎 (印)

村上十五郎 (印)

無格社山神社社掌欠員 小川國五郎 (印)

村社天神社氏子総代人 安藤安五郎 (印)

鹿嶋重五郎 (印)

安藤弥三郎 (印)

村社天神社々掌 廣田知加良 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿

庶第164号

右之通候也

明治41年10月24日 川登村長 廣田小六 (印)

16. 三成社古宮社天満社2社

(大野郡西大野村大字梨)

神社合併ノ件

大野郡西大野村大字梨小無格社三成社外參ノ社ヲ同所村社神男嶽神社ニ合併ノ義別ノ紙ヲ通出願ニ依リ御聽許可相成哉左案ノ相伺候也

案

指令庶第2677号

大野郡西大野村大字梨小

無格社 三成社

無格社 天満社

無格社 天満社

無格社 古宮社

村社 神男嶽神社

明治41年10月25日付願神社合併ノ件聞ノ届

但合併済ノ上ハ明細帳調製速ニ届出

知事

神社合併願

大野郡西大野村大字梨小字三成鎮座

境内50坪 官有地 無格社 三成社

全郡全村大字全字滿ノ船天神山鎮座

〃45坪 官有地 無格社 天満社

全郡全村大字全字船川鎮座

民有地 無格社 天満社

全郡全村大字全字古宮鎮座

境内529坪官有地 無格社 古宮社

右神社ハ信徒少数ニシテ永遠ニ維持相立難ク候ニ付ノ全郡全村大字梨小村社神男嶽神社ニ合併致シ度候間ノ御許可相成度此段奉願候也

明治41年10月25日

右三成社信徒惣代

小野伊八 (印)

小野伊太 (印)

小野長平 (印)

社掌欠員

右天神山天満社信徒惣代

森本尤八 (印)

才藤柳吉 (印)

工藤愛太郎 (印)

社掌欠員

右船川天満社信徒惣代

小野鶴太郎 (印)

甲斐時三 (印)

小野與八 (印)

社掌欠員

右古宮社信徒惣代

柴山角馬 (印)

羽田野勘十 (印)

羽田野徳八 (印)

社掌欠員

右神男嶽神社信徒惣代

小野宇 (印)

甲斐栄太 (印)

足立嘉一 (印)

羽田野勘十 (印)

柴山角馬 (印)

和田熊彦 (印)

社掌

大分縣知事千葉貞幹殿

右出願之通候也

明治41年10月25日

大野郡西大野村長 柴山角馬 (印)

結 以上は、いずれも他神社への合祀であつて、一方は名称を変更しないが、他神社へ合祀して、名称を変更する例も見られる。

大野郡川登村大字岩屋字田ノ平と森畑に鎮座する村社天神社2社が字光石の無格社の稲荷神社に合祀され、稲荷神社が天神社と改称した例である。

神社合併願

大野郡川登村大字岩屋字田ノ平

境内106坪民有地

一、村社 天神社

全郡全村大字全字森畑 民有地

一、村社 天神社

全郡全村大字全字光石 民有地

一、無格社 稲荷社

右ハ當部落ノ三社有之神社維持上ノ困難致居候間字光石無格社稲荷ノ社ニ合併シ村社天神社ト改称致シノ相當ノ維持費ヲ設置シ祭祀等嚴重ニ奉ノ行仕度候

間神社合併ノ義ノ御許可相成度此段奉願候也ノ
明治 41 年 10 月 25 日

吉良吉三郎 (印)
仲野壱三郎 (印)

字田ノ平村社天神社氏子惣代 仲野惣市 (印)
久原重五郎 (印)
神野豊五郎 (印)
字田ノ平村社天神社々掌 廣田知加良 (印)
字森畑村社天神社氏子惣代 吉良直藏 (印)
吉良字八 (印)
吉良吉三郎 (印)
字森畑村社天神社々掌 廣田知加良 (印)
無格社稻荷社信徒惣代 廣田作四郎 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿
庶第 171 号
右之通候也

明治 41 年 10 月 25 日 川登村長 廣田小六 (印)
同様のことが別表 No. 13 御霊社 (本文 11. 御霊社) の場合である。御霊社が同郷の無格社天満社に合祀され、八坂社に改称する伺いを大分県知事に提出している。

以上から合祀神社をまとめると次のようになる。

No.	合祀される神社			合祀受入れ神社		
	神社名	社格	鎮座地	神社名	社格	鎮座地
1	蛭子社	無格	下毛郡大江村大字蛭瀬字新町	八坂神社	村社	下毛郡大野村大字蛭瀬字新町
2	恵比寿神社	無格	下毛津氏村元中畑字中畑	藤原神社	村社	下毛津氏村元中畑字中畑
3	愛宕社	無格	大野郡小野市村大字小野市字上ノ園	八柱神社	村社	大野郡小野市村大字新徳寺
4	天満社	無格	直入郡菅生村大字小塚字神ノ木	称疑野社	郷社	直入郡菅生村大字御塚大字今
5	八幡社	無格	直入郡宮城村大字志土知字紫	紫八幡社	村社	直入郡宮城村大字志土知字澤水平
6	山神社	無格	直入郡宮城村大字志土知字ビハノクビ	紫八幡社	村社	直入郡宮城村大字志土知字澤水平
7	歳神社	無格	直入郡宮城村大字志土知字澤水平	紫八幡社	村社	直入郡宮城村大字志土知字澤水平
8	山神社	無格	大野郡戸上村大字大寒字山ノ神	諏訪神社	村社	大野郡戸上村大字大寒字山ノ神
9	龍神社	無格	直入郡豊岡村大字飛田川字鶴	日吉神社	無格	直入郡菅生村大字御塚字山王
10	道祖神社	無格	宇佐郡麻生村大字麻生字松原	春日神社	無格	宇佐郡麻生村大字麻生字宮ノ口
11	山神社	無格	大野郡川登村大字垣河内字徳田	熊野社	村社	大野郡川登村大字垣河内字関屋
12	天満社	無格	直入郡久住村字小長迫	金刀比羅社	無格	直入郡久住村字小長迫
13	御霊社	無格	直入郡柏原村大字柏原字入佐	天満社	無格	直入郡柏原村大字柏原字入佐
14	拾柱神社	無格	大分郡南庄内村大字測字風小野	柿原社	無格	大分郡南庄内村大字柿原字北園
15	秋葉社	無格	大野郡川登村大字清水原字鷹峯	天神社	村社	大野郡川登村大字清水原
16	風神社	無格	大野郡川登村大字清水原字風神平	天神社	村社	大野郡川登村大字清水原
17	熊野社	村社	大野郡川登村大字岩屋	熊野社	村社	大野郡川登村大字岩屋
18	山神社	無格	大野郡川登村大字泊字神ノ元	天神社	村社	大野郡川登村大字泊字中畑
19	三成社	無格	大野郡西大野村大字梨小字三成	神男嶽神社	村社	大野郡西大野村大字梨小字小
20	天満社	無格	大野郡西大野村大字梨字満ノ船山	神男嶽神社	村社	大野郡西大野村大字梨字満ノ船山
21	天満社	無格	大野郡西大野村大字梨字船川	神男嶽神社	村社	大野郡西大野村大字梨字船川
22	古宮社	無格	大野郡西大野村大字梨字古字	神男嶽神社	村社	大野郡西大野村大字梨字古字